

【参考1】第1号被保険者の保険料

(1) 保険料基準額の算出

保険料基準額（月額）は、次の方法により算出します。

$$\left(\begin{array}{l} \text{保険給付費} \times \text{約} 22\%^{※1} \\ + \text{地域支援事業費} \times 22\% \\ + \text{京都府介護保険財政安定化基金拠出金}^{※2} \\ - \text{介護給付費準備基金（積立金）からの取崩額} \end{array} \right) \div \left(\begin{array}{l} \text{保険料の負担} \\ \div \text{割合で補正した} \div 12 \text{月} \\ \text{年度ごとの被保} \\ \text{険者数の合計}^{※3} \end{array} \right)$$

※1 第1号被保険者の保険料負担は、基本的に保険給付費の22%となりますが、第1号被保険者の所得分布や75歳以上の後期高齢者の割合によって国の調整交付金が変わることから、第1号被保険者の負担割合は、市町村ごとに異なります。

※2 第6期は、京都府介護保険財政安定化基金への拠出金は0円

※3 （各所得段階区分の第1号被保険者数×第6期における保険料率）の合計から得た人数

なお、介護保険制度は、国が定めた全国一律の制度であり、市町村（保険者）の裁量は少なく、第1号保険料分の歳入を一般財源により補填することなども認められていません。

(2) 介護給付費準備基金（積立金）からの取崩し

第5期事業計画期間に積み立てた介護給付費準備基金（積立金）を取り崩し、第6期の保険料に充当することにより、第1号被保険者の保険料を引き下げます。

(3) 所得段階区分の見直し

国が標準段階（国が示す所得段階区分のモデル）の改正を行うことに伴い、次の見直しを行います。

- ① 第1段階と第2段階を統合し、第1段階とします。
- ② 第3段階及び第4段階の軽減段階を標準段階化し、それぞれ第2段階、第4段階とします。

(4) 低所得者の負担抑制

第2段階（第5期における第3段階の軽減段階）の保険料率については、第5期において国が設定する0.75を0.68としていた軽減を、第6期においても継続し、低所得者に配慮した保険料率設定とします。

また、保険料の本市独自減額制度も継続します。

以上の結果、第6期計画期間の保険料基準額（月額）は、6,080円となります。また、所得段階区分別の保険料は、140ページの表のとおりとなります。

（5）公費投入による低所得者の保険料軽減強化

国が、消費税率引上げによる財源確保を前提として、給付費の5割の公費とは別枠で、公費（国1/2，都道府県1/4，市町村1/4）を投入して低所得者の保険料軽減を行う仕組みを設定します。

ただし、消費税率の10%への引上げが平成29年4月に延期されたことに伴い、公費投入による保険料軽減は、平成27年4月から、まずは特に所得の低い方を対象に部分的に実施され、平成29年4月から、市民税非課税世帯全体を対象として、完全実施予定となっています。

本市においては、平成27年度及び平成28年度の第1段階の保険料率を、0.5から0.45に軽減します。平成29年度の保険料軽減強化の完全実施については、国において内容が確定され次第、改めて見直しを行います。

第6章 介護サービス量及び事業費の推計

＜第6期保険料(平成27～29年度)＞ ※網掛けは第5期からの変更点

段階	対象者の所得金額等		保険料率 (基準額×料率)	保険料 (年額)	保険料 (月額)
第1段階	・本人が生活保護を受給している場合 ・本人が老齢福祉年金を受給し、本人及びすべての世帯員が市民税非課税である場合		0.45	32,832円	2,736円
第2段階	本人及びすべての世帯員が市民税非課税	本人の前年の合計所得金額と前年中の課税年金収入額の合計額	80万円以下		
第3段階			80万円超 120万円以下	0.68	49,612円
第4段階			120万円超	0.75	54,720円
第5段階	本人…市民税非課税 世帯員…市民税課税		80万円以下	0.9	65,664円
第6段階			80万円超	基準額	72,960円
第7段階	本人…市民税課税	本人の前年の合計所得金額	125万円以下	1.1	80,256円
第8段階			125万円超 190万円未満	1.35	98,496円
第9段階			190万円以上 400万円未満	1.6	116,736円
第10段階			400万円以上 700万円未満	1.85	134,976円
第11段階			700万円以上 1,000万円未満	2.1	153,216円
			1,000万円以上	2.35	171,456円

※公費投入による保険料軽減強化については、平成27、28年度実施分のみ記載しています。

＜第5期保険料(平成24～26年度)＞

段階	対象者の所得金額等		保険料率 (基準額×料率)	保険料 (年額)	保険料 (月額)
第1段階	・本人が生活保護を受給している場合 ・本人が老齢福祉年金を受給し、本人及びすべての世帯員が市民税非課税である場合		0.5	32,640円	2,720円
第2段階			80万円以下	0.5	32,640円
第3段階	本人及びすべての世帯員が市民税非課税	本人の前年の合計所得金額と前年中の課税年金収入額の合計額	80万円超 120万円以下	0.68	44,390円
第4段階			120万円超	0.75	48,960円
第5段階	本人…市民税非課税 世帯員…市民税課税		80万円以下	0.9	58,752円
第6段階			80万円超	基準額	65,280円
第7段階	本人…市民税課税	本人の前年の合計所得金額	125万円以下	1.1	71,808円
第8段階			125万円超 190万円未満	1.35	88,128円
第9段階			190万円以上 400万円未満	1.6	104,448円
第10段階			400万円以上 700万円未満	1.85	120,768円
第11段階			700万円以上 1,000万円未満	2.1	137,088円
			1,000万円以上	2.35	153,408円

【参考2】平成37(2025)年の本市の介護保険財政

本市においては、団塊の世代が75歳以上となる平成37(2025)年までに、京都市版地域包括ケアシステムを構築させることを目標に取り組んでいます。

要支援・要介護認定者数は今後も増加を続け、平成37年度には、第1号被保険者数に占める要支援・要介護認定者数の割合である出現率は、28.16%まで上昇する見込みとなっています。

要支援・要介護認定者数の増加に伴い、サービスの利用も増え、平成37年度の保険給付費・地域支援事業費は、平成26年度見込額の1,150億円の約1.4倍である1,660億円程度となる見込みです。

これに伴い、平成37年度の保険料基準額は、約8,700円となる見込みです。

	平成 26 年度	平成 29 年度	平成 37(2025)年度
第1号被保険者数	371,515 人	386,697 人	377,946 人
要支援・要介護認定者数	77,719 人	90,096 人	107,951 人
うち、第1号被保険者数	76,266 人	88,672 人	106,415 人
出現率	20.53%	22.93%	28.16%
保険給付費・地域支援事業費 (平成 26 年度は見込み)	1,150 億円	1,338 億円	1,660 億円程度
保険料基準額(月額)	5,440 円	6,080 円	約 8,700 円

※ 第1号被保険者数、認定者数及び出現率は再掲（平成26年度は10月1日現在の実績値）

上記は自然推計で見込んでいますが、本市では、健康寿命の延伸に向けた健康づくり・介護予防の取組の推進や、平成29年4月からの実施を予定している新しい総合事業における生活支援サービス等の充実など、総合的に取り組むことにより、元気な高齢者が増加し、要支援・要介護認定者数の伸びが抑えられ、その結果として、保険給付費、保険料基準額が自然推計よりも抑えられることを目指します。

【参考3】地域支援事業等の実施内容

(1) 地域支援事業の概要

地域支援事業は、介護保険制度の円滑な実施の観点から、被保険者が要支援・要介護状態となることを予防するとともに、要支援・要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、平成18年度から始まった事業で、それ以前に実施していた老人保健事業や介護予防・地域支え合い事業等を再編したものです。

新しい総合事業に移行するまで（～平成28年度）の事業内容は、大別して、「介護予防事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」により構成され、新しい総合事業に移行後（平成29年度～）は、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」により構成されることになります。

(2) 本市で実施する施策・事業

本市で実施する施策・事業は次のとおりです。なお、介護予防事業は、平成29年4月からを予定する新しい総合事業への移行に伴い、事業の再編を行います。また、地域支援事業実施要綱の改正に伴い、事業内容が一部変更される可能性があります。

※ 各施策・事業の概要は「第5章 重点取組ごとの施策・事業」を参照

① 介護予防事業

ア 二次予防事業

要支援・要介護状態になるおそれがある高齢者（二次予防事業対象者）が、要支援・要介護状態となることを予防することを通じて、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援することを目的とした事業

★ 二次予防事業対象者の把握事業

二次予防事業対象者の把握のため、第1号被保険者（要支援・要介護認定者を除く）を対象に、「基本チェックリスト（生活機能低下の有無をチェックする25の質問項目からなる判定票）」の送付・回収に加え、高齢サポートにおいて、本人、家族からの相談や地域の関係者、主治医等との連携からも二次予防事業対象者を広く把握し、適切な介護予防サービス（地域支援事業）に繋げる事業

本市実施事業

二次予防事業対象者把握事業

★ 通所型介護予防事業

二次予防事業対象者に、通所により、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上等のプログラムを実施し、対象者本人が掲げる日常生活上の目標達成を図り、自立した生活の確立と自己実現の支援を行う事業

本市実施事業

地域介護予防推進事業 等

★ 訪問型介護予防事業

二次予防事業対象者であって、特に閉じこもり、うつ、認知機能の低下のおそれがある等、心身の状況により通所形態による事業への参加が困難な方を対象に、保健師等がその方の居宅を訪問して、その生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な相談・指導等を行う事業

本市実施事業

地域介護予防推進事業

イ 一次予防事業

地域において自主的な介護予防に資する自発的な活動が広く実施され、年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、地域の高齢者が自ら活動に参加し、介護予防に向けた取組が主体的に実施されるような地域社会の構築を目指して、健康教育、健康相談等の取組を通じて介護予防に関する活動の普及・啓発や地域における自発的な介護予防に資する活動の育成・支援を行う事業

★ 介護予防普及啓発事業

介護予防に資する基本的な知識を普及・啓発するため、パンフレットの作成及び配布、有識者等による講演会や相談会等の開催、各利用者の介護予防事業の実施の記録等を記載する介護予防ファイルの交付等を行う事業

本市実施事業

地域介護予防推進事業、口腔機能相談 等

★ 地域介護予防活動支援事業

介護予防に関するボランティア等の人材を養成するための研修、介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援、社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動を行う事業

本市実施事業

地域介護予防推進事業、健康すこやか学級、すこやか講座（在宅高齢者機能回復訓練事業） 等

② 包括的支援事業

ア 介護予防ケアマネジメント事業

二次予防事業対象者が要介護状態等となることを予防するため、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行う事業。概ね次のようなプロセスにより実施する。

- ① 課題分析（アセスメント）
- ② 目標の設定（介護予防ケアプランの作成）
- ③ モニタリングの実施
- ④ 評価

※ 高齢サポートは、指定介護予防支援事業者の指定を受け、介護報酬を財源として、予防給付に関するケアマネジメント業務も併せて実施する。

イ 総合相談支援事業

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげるなどの支援を行う事業

ウ 権利擁護事業

地域の住民、民生委員・児童委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につなげる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域の中で尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のため必要な支援を行うとともに、虐待を早期発見・予防するためのネットワークの構築等を行う事業

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行うため、包括的・継続的なケア体制の構築、地域における介護支援専門員のネットワークの活用、日常的個別指導・相談、支援困難事例への指導・助言を行う事業

本市実施事業

ア～エを合わせて

地域包括支援センター運営事業、地域包括支援センター運営協議会等事業、高齢者虐待防止事業、認知症高齢者等権利擁護推進事業（長寿すこやかセンター事業）、地域における在宅医療・介護の連携（在宅療養）推進事業、生活支援サービスの基盤整備

③ 任意事業

ア 介護給付等費用適正化事業

真に必要なサービス以外の不要なサービスが提供されていないかの検証、本事業の趣旨や良質な事業展開のために必要な情報の提供、介護サービス事業者間による連絡協議会の開催等により、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付費等に要する費用の適正化のための事業

本市実施事業

介護給付費適正化事業

イ 家族介護支援事業

★ 家族介護支援事業

要介護高齢者を介護する家族等に対し、適切な介護知識・技術の習得や、外部サービスの適切な利用方法の習得等を内容とした教室を開催する事業

本市実施事業

高齢者介護相談事業（市民のための介護講座）

★ 認知症高齢者見守り事業

地域における認知症高齢者の見守り体制を構築するため、認知症に関する広報・啓発活動、徘徊高齢者を早期発見できる仕組みの構築・運用、認知症高齢者に関する知識のあるボランティア等による見守りのための訪問などを行う事業

本市実施事業

徘徊高齢者あんしんサービス事業

★ 家族介護継続支援事業

介護による家族の身体的・精神的・経済的負担を軽減するための事業

本市実施事業

家族介護用品給付事業、高齢者介護相談事業

ウ その他事業

★ 成年後見制度利用支援事業

低所得の高齢者に係る成年後見制度の市長申立に要する経費や成年後見人等の報酬の助成を行う等の事業

認知症高齢者等権利擁護推進事業

本市実施事業

★ 福祉用具・住宅改修支援事業

福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供・連絡調整等の実施、福祉用具・住宅改修に関する助言、住宅改修費の支給の申請に係る必要書類の作成経費を助成する事業

【地域支援事業以外】

福祉用具展示コーナー運営事業

本市実施事業

★ 地域自立生活支援事業

高齢者の地域における自立した生活を継続させるため、次の5つの事業を実施

- ① 高齢者の安心な住まいの確保に資する事業
- ② 介護サービスの質の向上に資する事業
- ③ 地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業
- ④ 家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業
- ⑤ 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

本市実施事業

シルバーハウジング生活援助員派遣事業、介護相談員派遣事業、介護保険制度市民周知事業、認知症地域支援推進員の配置、老人福祉員設置事業、一人暮らしお年寄り見守りサポーター事業、配食サービス事業、高齢者仲間づくり推進事業、知恵シルバーセンター事業 等